

★今年 NPO 法施行 20 周年！そこで今号は「NPO 法人」特集！ **第 24 号 -1-**

伊達市の NPO 法人は 7 年で 14 から 29 へ倍増！この春だけで 2つの新法人が活動を開始！一方、全 NPO 法人に新課題登場！

NPO 法（特定非営利活動促進法）は今年で施行 20 周年。全国の NPO 法人は 5 万を超えたとされます。伊達市の場合「市民活動支援センター」がスタートした 7 年前の法人数「14」が、現在は「29」と倍増しています。今年設立稼働したばかりの 2 つの NPO 法人の紹介を中心に、そんな伊達市の NPO 法人の現況と課題を報告します。

果樹地帯の景観を守る「箱崎くだもの倶楽部」 地域づくりを目指す「伊達西地区自治協議会」

2 つの新 NPO 法人は「箱崎くだもの倶楽部」（2 月 16 日認証）と「伊達西地区自治協議会」（3 月 1 日認証）。設立経緯も組織編成も異なる法人ですが、同様の課題を抱える団体や地域には参考にしたい部分が沢山あります。例えば「箱崎くだもの倶楽部」は「遊休農地や耕作放棄地の再生を図り果樹地帯の景観を守る」のが事業目的ですが「農家でない住民も加わった組織編成」が注目部分。伊達市には、農家だけでは後継者難や遊休地・耕作放棄地増に対応しきれない地域がたくさんありますが、この箱崎 NPO 方式で農業ができるのなら、農家でない住民参加による農業活性化が可能になるからです。一方「伊達西地区自治協議会」はすでに実績のある「地域自治組織」をそのまま「NPO 法人化」しています。伊達市には同様の地域自治組織がすでに 28 ありますから、この手法も大いに注目されます。

この 10 月から「貸借対照表の公告」が義務化 「現行定款の確認」が全 NPO 法人には必要です

「NEWS 第 18 号」（平成 29 年 4 月 5 日発行）でも報じましたが、この秋にはすべての NPO 法人に「貸借対照表の公告」が義務付けられます（平成 30 年 10 月 1 日施行）。この改正は①これまで毎年度必要とされてきた「資産総額の変更登記」を 10 月からなくし②その代わりに毎年度「事業報告」時に提出してきた「貸借対照表」を「公告」する制度に置き換えるもの。①は年度更新時に必要だった法務局への登記手続きが 1 つ不要になるので NPO にはありがたいのですが、②は少しやっかい。というのも全 NPO 法人に「貸借対照表の公告の方法を、あらためて定款に定めて毎年度実施する」という課題が義務付けられるからです。

「箱崎くだもの倶楽部」地域住民とモモの苗木を植樹！ 遊休農地を NPO 法人が借り受けて地域農業再生へ一歩



・左の新聞記事と上の写真は、この 4 月 1 日の「NPO 法人箱崎くだもの倶楽部」の平成 30 年度最初の事業、モモの苗木の植樹を伝えるもの。約 2000 平方メートルの遊休農地に、あかつき、暁星、日川白鳳の苗木を、子どもを含む地域住民と一緒に植えました。

「伊達西地区自治協議会」ファミリーパークだてを運営！ 地域自治組織が NPO として公共施設運営の受け皿に！



↑「ファミリーパークだて」のオープンを伝える新聞記事（上）と伊達市の HP で見られる屋内遊び場の内部の写真（下）。

「貸借対照表公告」義務化にどう準備対応すればいいか、「現定款確認」から「定款変更」まで「どんな手順」で「どう変えればいいのか」その詳細は裏面で解説します！

伊達市の NPO 法人がどのような制度下で活動しているか、多くの方に理解していただくためにも報告！

貸借対照表公告の準備には→現定款の確認→変更するか判断→変更条文検討選択→総会決議→定款変更届提出、が必要！

「官報に掲載して行う」の定款を変えないでいると公告の官報掲載（有料約 7 万円）が必要になる

・「公告」とは NPO 法人を含む公共的団体の公告の告知ですが、その方法は実は全 NPO が定款で定めています。多くの場合「公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」としてあります。注意すべきは「官報掲載は有料」ということです。「全国官報販売協同組合」HP の「官報公告掲載料金」「枠での公告」は「2 枠 = 72,978 円（税込）」が最小（4 月 24 日確認時点）。つまり 10 月 1 日以降も定款に「公告は～官報に掲載して行う」とあれば「貸借対照表の公告を官報に掲載する」必要があり「2 枠約 7 万 3000 円の費用が発生」することになるのです。

定款変更で「電子公告」（ホームページ）OK「内閣府ポータルサイト」への掲載が合理的か

・「貸借対照表の公告」の方法は他にもあります。「日刊新聞への広告」と「電子公告」（インターネットのホームページ掲載）です。新聞広告は有料ですが「電子公告」には「自らの HP に掲載」する方法と「内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載」する方法があり、すでに HP を持つ NPO なら「法人の HP 掲載」が一番簡単です。けれどこれから開設となると「HP 開設費用」等無視できません。おススメは「内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載」する方法です。「ユーザー登録」等多少の「電子的手続き」は必要ですが「貸借対照表の公告自体は無料」です。どの方法による「貸借対照表の公告」が自分たち向きなのかをよく考えて、定款を変更するかどうか判断する必要があります。

「現行定款にない方法での公告」を選ぶなら「総会での定款変更決議」と「届出」が必要

・「定款変更」にも手続きが必要です。必ず「総会で定款変更決議」を行い伊達市に「定款変更届出書」や「総会議事録」「変更後の定款」を提出する必要があります。年度更新時期で「総会時期」でもある今こそ「定款確認→総会決議→定款変更届」がおススメです。

貸借対照表公告の必要性を案内した内閣府のパンフの一部

貸借対照表の公告が必要になります。

- ✓ 毎年度、**貸借対照表を公告**する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります（法第 28 条の 2 関係）。
- ✓ 公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人の HP 等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置があります。
- ✓ 公告方法は**定款で定める必要があります**。

（注 1）貸借対照表の公告に係る規定（法第 28 条の 2）の施行日は平成 30 年 10 月 1 日となります。
（注 2）組合等登記名の改正が予定されています。
（注 3）「法人の主たる事務所の公表の見やすい場所への掲示」（1 年間）として施行規則で規定されています。

「定款変更例」と「貸借対照表の公告方法」比較（支援センター作成）

定款の条文明例	貸借対照表の公告の方法
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <i>（従来通りで変更なしの場合）</i>	官報に掲載する
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。	法人が開設しているホームページに掲載する
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報）に掲載して行う。	「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」に「ユーザー登録」をし「承認」されると掲載公開される

「貸借対照表」が「掲載できる」旨告知している内閣府ポータルサイト

内閣府 NPO 法人ポータルサイトの貸借対照表の公告に係る一部機能の変更について

平成 28 年 6 月に成立した特定非営利活動促進法の一部を改正する法律によって、新たに貸借対照表の公告が必要となりました（新法第 28 条の 2 関係）。定款において、貸借対照表の公告方法のうち、電子公告として「内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報）への掲載」を選択した法人の皆様は、本サイトをご利用いただくこととなります。現在、法改正にあわせてサイトの改修を行っており、裏面に先立ちまして改修後のイメージをお伝えいたします。

イメージ画面 URL ▶ <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/sample/>

改修のポイント ▶ **2017 年秋 実装予定**

- 貸借対照表は公告に必要な事業年度分を掲載していただけるようになります。

「定款変更届」の提出必要書類を案内している伊達市の HP

定款変更時に提出する書類

提出書類	提出回数	様式ダウンロード
1 定款変更届出書（様式第 4 号）	1	1.0.0.000
2 定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し（原本を提出したものを） ※写しは法人で保管する。	1	1.0.0.000
3 変更後の定款	2	—

※2は参考様式として掲載しております。

NPO 法人は「年度初め 3 か月以内の事業報告」もお忘れなく！遅れるとペナルティが課せられます！

「貸借対照表の公告」の他にも NPO 法人には毎年度「事業報告」を所管庁（伊達市）に提出することが義務付けられています。これには「貸借対照表」の他「事業報告書」「活動計算書」等、多くの添付書類の提出が必要です。しかも提出は「年度初め 3 か月以内」という期限付き。遅れるとペナルティが課せられ、最悪の場合「認証取消」もありますから十分な準備と期限内実行が必要です。「貸借対照表の公告」「事業報告」で不明の点は「支援センター」にご相談ください。

伊達市市民活動支援センター

電話番号：024-583-2800 FAX：024-583-2820

○開館：毎週・月～土曜（日曜休館）

午前 9 時～午後 6 時

伊達ふれあいセンター 3 階まで

